

令和元年 7 月 24 日
近畿総合通信局

兵庫県における携帯電話のエリア整備を支援

～令和元年度「携帯電話等エリア整備事業」の補助金交付決定～

総務省は、兵庫県から申請された携帯電話等エリア整備事業（基地局施設）に対して補助金の交付決定を行いました。

交付決定した下記の地区において、事業完了後に携帯電話サービスの利用が可能になります。

携帯電話等エリア整備事業（基地局施設）

本事業（平成 19 年度までは、移動通信用鉄塔施設整備事業）は、地理的な条件などで、携帯電話等を利用することが困難な地域において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合に、補助金を交付するもので、財源には電波利用料が活用されています。

近畿総合通信局管内では、平成 3 年度から昨年度までで、365 地区への支援を実施しており、整備された基地局施設は、住民の利便性の向上や地域の観光振興、また災害時などの緊急連絡の確保に不可欠なものとなっています。

記

兵庫県 1 地区

事業主体 （市町村）	実施地区	サービスを提供する事業者	総事業費 （千円）	交付決定額 （千円）
猪名川町	ぎんざん 銀山	株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	57,773	38,515

<参考資料>

- ・携帯電話等エリア整備事業（無線システム普及支援事業）の概要・・・別紙

連絡先：無線通信部 陸上第一課
（担当：三木、溝上）
電話：06-6942-8552
ファクシミリ：06-6920-0611

携帯電話等エリア整備事業 (無線システム普及支援事業)

1 目的

携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的な条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域があり、それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

2 事業の概要

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、市町村が携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設や高度化施設（LTE以降の無線設備等）を整備する場合に、国がそれらの整備費用に対して補助金を交付する。

ア 事業主体：地方自治体（市町村） ←基地局施設・伝送路施設（設置）

無線通信事業者 ←伝送路施設（運用）・高度化施設

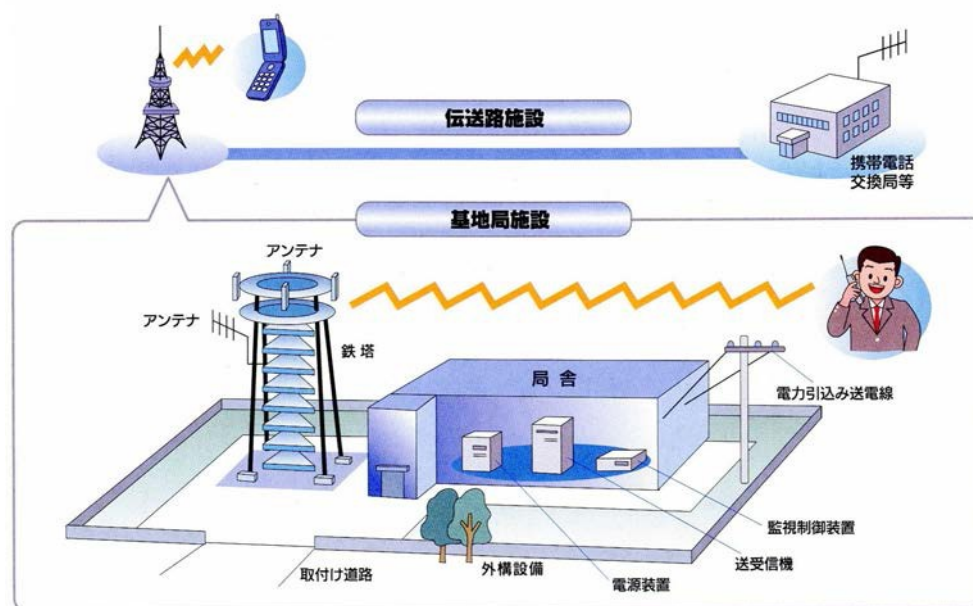
イ 対象地域：過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯

ウ 補助対象：基地局費用（鉄塔、局舎、無線設備等）

伝送路費用（中継回線事業者の設備の10年間分の使用料）

エ 補助率：2/3（世帯数が100以上の場合1/2）

3 イメージ図



※二重下線は今回対象となる箇所です。